

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）による改正後）

（担保の提供）

第七条の八 税関長は、特例輸入者又は特例委託輸入者が特例申告を行う場合において、当該特例申告に係る貨物の輸入の時から当該貨物に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び第七条の十一第二項（承認の失効）において「関税等」という。）の納付がされ、若しくはその必要がなくなり、又は関税等の納付すべき期限が延長されるまでの間における当該関税等の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特例輸入者又は特例委託輸入者に対し、特例申告により納付する当該関税等の見込額を基礎として財務省令で定める金額及び期間を指定して、当該関税等につき担保の提供を命ずることができる。

2 （省略）

◎ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（担保の提供命令の手続）

第四条の十一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定による命令は、提供すべき担保の金額及び当該担保を提供すべき期間を記載した書面でしなければならない。